

# 市職員の給与などの状況

## 給与構造の基本的見直し

国は約50年ぶりに、地域における国家公務員給与の見直しをはじめとした給与構造の抜本的な改革を平成18年度から実施しています。

本市でも国の改革に合わせて、給与構造の基本的見直しを平成19年7月から段階的に実施しています。

今回掲載した職員給与などの詳細は、今年度末に市ホームページ(www.city.fukuoka.lg.jp)へ掲載予定です。

なお過去の職員給与(平成17年度分から平成19年度分まで)は、市ホームページ(トップページ>市政情報>市の運営、方針・プラン>市政の運営>職員人事・給与・研修>給与・定員管理の状況)で閲覧できます。

## 職員数

行政改革プランにおいて、平成17年度を起点として平成22年度までの5年間で4.6%、約500人の削減に取り組むことを目標に掲げており、平成20年度までに総定員(条例定数と外郭団体等への派遣職員数の合計)を299人削減しています。

今後も目標達成に向けて、引き

続き見直しを行ってまいります。

### 【問合せ先】

職員給与(表1~7) = 労務課 (☎711-4131⑦733-5559 メールromu.GAPB@city.fukuoka.lg.jp)

職員定数(表8) = 行政改革部 (☎711-4136⑦733-5559 メールgyoukaku.GAPB@city.fukuoka.lg.jp)

## 給与・報酬・手当および職員数など

### 1 人件費(平成19年度普通会計決算) (参考)平成18年度の人件費率 11.7%

住民基本台帳人口(年度末)	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率(B/A)
1,375,292人	667,156,778千円	5,488,951千円	80,234,874千円	12.0%

人件費には、特別職職員の報酬、一般職職員の給料・諸手当のほか共済組合や健康保険組合に対する事業主負担などの一切の経費を含みます。

### 2 職員給与費(平成20年度普通会計予算)

職員数(A)	給与費				1人当たり給与費(B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
人 7,726	千円 32,322,536	千円 10,840,250	千円 14,597,141	千円 57,759,927	千円 7,476

職員給与費とは、人件費のうち一般職職員の給料および諸手当です。職員手当には退職手当は含まれません。

### 3 行政職の級別職員数、平均給料月額、平均年齢(平成20年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計	
標準的な職務内容	係員	係員	主任	総括主任	係長	課長	部長	局長		
職員数	116人	885人	987人	1,895人	1,731人	517人	139人	40人	6,310人	
構成比	1.8%	14.0%	15.6%	30.0%	27.4%	8.2%	2.2%	0.6%	100%	
参考	1年前構成比	2.1%	14.4%	15.1%	25.1%	32.3%	8.1%	2.2%	0.7%	100%
	5年前構成比	3.3%	16.8%	14.3%	24.3%	30.5%	8.0%	2.1%	0.7%	100%

行政職の平均年齢は43.4歳、平均給料月額は354,786円です。技能労務職の平均年齢は44.3歳、平均給料月額は311,270円です。

国の一般行政職の平均年齢は41.1歳、平均俸給月額は325,113円で、技能労務職の平均年齢は48.9歳、平均俸給月額は284,679円です。

### 4 職員の初任給(行政職 平成20年4月1日現在)

採用試験区分	福岡市	参考(国)
上級(大学卒程度)	173,900円	I種 181,200円 II種 172,200円
初級(高校卒程度)	140,200円	140,100円

### 5 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(平成20年4月1日現在)

区分	経験年数	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満
		一般行政職	大学卒 308,000円 高校卒 249,200円	353,500円 300,800円
技能労務職	高校卒	231,600円	275,000円	316,800円

### 6 特別職の報酬など(平成20年4月1日現在)

※平成16年度から、市長は給料の10%、副市長は給料の5%を減額しています。

区分	給料月額(減額後)	区分	議員報酬月額
給料	市長 1,215,000円	議員報酬	議長 1,060,000円
	副市長 1,026,000円		副議長 970,000円
			議員 880,000円

期末手当は、年間で基礎給与額の3.35か月分(平成19年度支給割合)

### 7 職員手当の状況

#### 扶養手当(平成20年4月1日現在)

扶養親族	手当額
配偶者	15,000円
配偶者以外の扶養親族	1人につき8,000円
配偶者がいない職員の扶養親族のうち1人	12,500円
満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子に対する加算	1人につき5,600円

#### 住居手当(平成20年4月1日現在)

区分	手当額
借家賃月額が23,000円以下の場合	家賃月額から12,000円を控除した額
借家賃月額が23,000円を超える場合	家賃月額から23,000円を控除した額の1/2を11,000円に加算した額
借居者	最高支給限度額 27,000円
持家居住者	9,600円

### 通勤手当(平成20年4月1日現在)

通勤距離が片道2km以上の職員に支給。交通機関などの利用者は、通勤に要する運賃等に相当する額(1か月当たり55,000円を限度)。自動車などの利用者は、通勤距離によって1か月当たり2,000~24,500円。

### 期末・勤勉手当(平成19年度支給割合)(月分)

区分	期末	勤勉
6月期	1.35(1.15)	0.725(0.925)
12月期	1.4(1.2)	0.775(0.975)
3月期	0.25(0.25)	-
計	3.0(2.6)	1.5(1.9)

備考 職制上の段階、職務の級による加算措置あり

かっこ内は管理職(課長以上)の支給割合。年間支給割合は国と同じ。

### 地域手当・時間外勤務手当・特殊勤務手当(平成20年4月1日現在)

名称	内容
地域手当	民間の賃金水準や物価等に関する事情を考慮して支給される手当で、支給率は9%(東京事務所は16%)です。(19年度の職員一人当たり平均支給月額 22,280円)
時間外勤務手当	正規の勤務時間以外に勤務した職員に支給される手当です。(19年度の職員一人当たり平均支給月額 26,258円)
特殊勤務手当	危険、不快、不健康または困難な勤務などに従事する職員に支給される手当で、危険作業手当、ヘリコプター従事者手当、夜間看護手当など29種類があり、本市職員の46.0%に支給されています。本市の場合、国における特殊勤務手当のほか、俸給・俸給の調整額・特地勤務手当により給与上の措置がなされているものも含まれます。(19年度の職員一人当たり平均支給月額 4,025円)

### 退職手当(平成20年4月1日現在)

#### ア 退職手当の基本額

区分	福岡市		参考(国)	
	自己都合(月分)	勤奨・定年(月分)	自己都合(月分)	勤奨・定年(月分)
勤続20年	23.50	30.55	23.50	30.55
勤続25年	33.50	41.34	33.50	41.34
勤続35年	47.50	59.28	47.50	59.28
最高限度	59.28	59.28	59.28	59.28

(注)定年前早期退職の特例

50~59歳で勤奨により退職すると、退職手当の基礎となる給料月額に2~20%(国と同じ)が加算されます。

#### イ 退職手当の調整額

その者の在職期間のうち、役職段階等に応じた60月分の調整月額(国に準じた1月当たり50,000円から0円までの額)が退職手当の基本額に加算されます。

### 8 職員定数等の状況

#### ア 任命権者別職員定数の状況 (▲は減)

区分	職員定数			対前年度増減比		
	18年度	19年度	20年度	18年度	19年度	20年度
議会事務局	42	42	42	0	0	0
市長事務局	6,467	6,388	6,344	▲17	▲79	▲44
教育委員会	1,369	1,366	1,344	▲6	▲3	▲22
選挙管理委員会事務局	30	30	30	0	0	0
監査事務局	26	26	25	0	0	▲1
人事委員会事務局	16	16	16	▲1	0	0
農業委員会事務局	14	14	14	▲5	0	0
水道局	407	407	398	0	0	▲9
交通局	602	599	598	▲1	▲3	▲1
消防局	1,025	1,025	1,025	0	0	0
合計	9,998	9,913	9,836	▲30	▲85	▲77

(参考)

外郭団体等への派遣職員数	686	656	631	▲52	▲30	▲25
職員定数との合計	10,684	10,569	10,467	▲82	▲115	▲102

#### イ 平成20年度の職員定数の主な増減状況

増員(人)	減員(人)
学校施設の耐震対策・建替の推進 +9	区市民課業務の見直し ▲29
医療制度改革への対応 +9	学校事務の見直し ▲18
学校の支援体制の強化 +3	震災復興事業の進捗 ▲13

## 医療資格者・医療従事者の届け出を

12月31日現在の医師、歯科医師、薬剤師の免許保有者と、保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士の従事者は届け出が必要です。来年1月15日までに各区保健福祉センター健康課に届け出を。 問 各区健康課